

議案第 28 号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(南あわじ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第33条第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第34条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(南あわじ市消防団条例の一部改正)

第2条 南あわじ市消防団条例（平成17年南あわじ市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(南あわじ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 南あわじ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年南あわじ市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年南あわじ市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「固定資産評価委員会」を「固定資産評価審査委員会」に改める。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第4条中南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項の改正規定は、公布の

日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（南あわじ市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の南あわじ市職員の給与に関する条例第34条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第32条 略 第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第34条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によ	第1条～第32条 略 第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第34条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続に	

るものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略 第35条以下 略	るものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略 第35条以下 略	
---	--	--

南あわじ市消防団条例新旧対照表（第２条関係）

現 行	改 正 案	備 考
第１条～第５条 略 （欠格事項） 第６条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 （１）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２） 略 第７条以下 略	第１条～第５条 略 （欠格事項） 第６条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 （１）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２） 略 第７条以下 略	

南あわじ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第7条 略 （退職報償金支給の制限） 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略 第9条以下 略	第1条～第7条 略 （退職報償金支給の制限） 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略 第9条以下 略	

南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第４条関係）

現 行	改 正 案	備 考
第１条 略 （定義） 第２条 この条例において「市の機関」とは市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び<u>固定資産評価委員会</u>並びに財産区をいう。 ２ 略 第３条～第８条 略 附 則 １～４ 略 ５ 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第１４条第１項に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の<u>懲役</u>又は１００万円以下の罰金に処する。 （１）・（２） 略 ６ 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第１４条第１項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な	第１条 略 （定義） 第２条 この条例において「市の機関」とは市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び<u>固定資産評価審査委員会</u>並びに財産区をいう。 ２ 略 第３条～第８条 略 附 則 １～４ 略 ５ 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第１４条第１項に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の<u>拘禁刑</u>又は１００万円以下の罰金に処する。 （１）・（２） 略 ６ 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第１４条第１項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な	

利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は
50万円以下の罰金に処する。

7 以下 略

利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又
は50万円以下の罰金に処する。

7 以下 略